

ありがとう総合訪問センター 訪問看護（介護予防訪問看護）運営規程

【事業の目的】

第1条 株式会社QOLサービスが設置するありがとう総合訪問センター訪問看護（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために運営規程において必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

【指定訪問看護の運営の方針】

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問看護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前4項のほか、「福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年9月28日条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
- 9 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や隨時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。

【指定介護予防訪問看護運営の方針】

第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状態等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利

用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

- 4 事業所は、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 7 前4項のほか、「福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年9月28日条例第51号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

【事業の運営】

第4条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に当たっては、事業所の看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

【事業所の名称等】

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ありがとう総合訪問センター 訪問看護
- (2) 所在地 福山市春日町浦上 1224番地

【従業員の職種、員数及び職務の内容】

第6条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 （常勤職員・看護職員兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- (2) 看護職員 2.5名以上

看護職員（准看護師を除く）は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画書及び報告書を作成する。計画書に基づき看護職員は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

- (3) リハビリ職員 実情に応じた相当数

リハビリ職員が提供する指定訪問看護等については、当該計画書及び報告書を看護職員（准看護師を除く）とリハビリ職員が連携して作成する。計画書に基づきリハビリ職員は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

【営業日及び営業時間】

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) サービス提供時間 午前6時から午後10時とする。
- (4) 上記の営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

【指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容】

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことの目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書の作成及び利用者又はその家族への説明利用者利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載
(サービスの内容例)
 - ① 病状・障害等の観察
 - ②清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③食事および排泄等日常生活の世話
 - ④床ずれの予防・処置
 - ⑤リハビリテーション
 - ⑥ターミナルケア
 - ⑦認知症患者の看護
 - ⑧療養生活や介護方法の指導
 - ⑨カテーテル等の管理
 - ⑩その他医師の指示による医療処置
- (2) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕
- (3) 訪問看護〔介護予防訪問看護〕報告書の作成

【指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用料等】

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割・3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
 - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1kmあたり50円
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者またはその家族に対し、利用料とその他の

- 利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第 10 条 通常の事業の実施地域は、下記とする。

坪生町 坪生町南 大谷台 東陽台 幕山台 青葉台 能島 春日町 春日台 春日池
春日町宇山,浦上,吉田 蔵王町 南蔵王町 伊勢丘 大門 大門町 大門町大門,野々浜,旭,
津之下,大字日之出丘,城興ヶ丘 引野町 引野町南,東,北 平成台 手城町 東手城町 南手城
町 明神町 王子町 港町 三吉町 三吉町南 東深津 西深津 東吉津 千田町 千田町
千田 緑陽町 神辺町 神辺町川南,川北,竹田,下竹田,上竹田,新徳田,旭丘,道上,湯野,大字千尋

【衛生管理等】

- 第 11 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の次号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用し行うことができるものとする。）をおおむね「6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

【緊急時等における対応方法】

第 12 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

【事故発生時の対応】

- 第 13 条 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

【苦情処理】

- 第 14 条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若し

くは照会に応じ、市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

【個人情報の保護】

第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

【虐待防止に関する事項】

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る）
(2) 虐待防止のための指針の整備
(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

【業務継続計画の策定等】

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

【地域との連携等】

第 18 条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防〕訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

【身体拘束】

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

【その他運営に関する留意事項】

第20条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、適切な指定訪問看護[指定介護予防]訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社QOLサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

平成24年6月1日より一部改正する。

平成24年7月1日より一部改正する。

平成24年10月1日より一部改正する。

平成25年4月1日より一部改正する。

平成27年4月1日より一部改正する。

平成29年4月1日より一部改正する。

平成30年3月1日より一部改正する。

令和元年5月1日より一部改正する。

令和2年5月1日より一部改正する。

令和3年4月1日より一部改正する。

令和6年6月1日より一部改正する。